譲渡の前に『トライアル(お試し飼育)』 を行うことができます

トライアル制度とは?

保護犬・猫の譲り受けを希望する一般の譲受希望者が正式に保護犬・猫を譲り受ける前に、一定期間自宅でお試し飼育することができる制度。

当制度により、<u>保護犬・猫を譲り受ける方の先住犬・猫との相性や動物アレルギー、初めて犬・猫を飼う方等の不安を解消し、アニマルフレンズ熊本で保護する犬・猫の譲渡推進に繋げることを目的</u>としています。

トライアルできる犬・猫

アニマルフレンズ熊本で保護している犬・猫のうち、<u>譲渡が可能であると判断されたもの(子犬、子猫を含む)</u>

トライアル期間

原則、2週間以内

トライアルの流れ

- ①希望する保護犬・猫を決める。
- ②トライアルを申し込む
 - ・譲渡講習会を受講する。
 - ・ 譲渡対象者基準を満たすか確認審査を受ける。
 - トライアル方法や誓約事項等の説明を受け、必要書類を提出する。
- ③トライアル開始(譲渡を希望する保護犬・猫をセンターから一時的 に預かり、飼育する)
- ④トライアル終了後、譲渡を希望しない場合は、センターへ犬・猫を返還する。
- ⑤トライアルを行った保護犬・猫を正式に家族として受け入れる場合は、 センターで、譲渡に必要な手続き等(必要書類の提出、マイクロチップの 所有者登録等)を行い、正式な家族として迎える。

